

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和7年12月16日に開催した日高市地域公共交通協議会運賃協議部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

<1>運賃

- (1) 大人 : 200円（1回の乗車につき）
(2) 小人（小学生以下） : 100円（1回の乗車につき）

<2>運賃割引

- (1) 未就学児
無料

(2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳提示者とその介護人

大人・小人運賃の半額

(3) 中学・高校・大学・専修・各種学校の学生・生徒のうち学生証提示者
大人運賃の半額

2. 運賃を適用する路線または営業区域

・こま川団地第二折返場～高麗川駅東口

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年6月1日（予定）～

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

日高ハイヤー株式会社

令和7年12月16日
日高市地域公共交通協議会運賃協議部会
部会長 金子 昭